様式第11号（第16条関係）

　　　　令和　　年　　月　　日

誓　約　書

揖斐川町長　あて

誓約者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

下記事項について、誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。なお、町有地等購入申込資格の確認のため、下記事項に関して照会することについて、承諾します。

記

１．現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者ではありません。

２．無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役員若しくは構成員ではありません。

３．会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による更生手続開始の申立てがされている者ではありません。

４．施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から3年以内の者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者ではありません。

５．次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者

(2)　暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3)　役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4)　役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者

(5)　役員等がその属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(6)　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(7)　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8)　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、これを利用している者

－ 本誓約書関係法令の抜粋 －

|  |
| --- |
| ○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より抜粋  （一般競争入札の参加者の資格）  第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。  (１)　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  (２)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  (３)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第32条第１項各号に掲げる者  ２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  (１)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。  (２)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。  (３)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。  (４)　地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。  (５)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。  (６)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。  (７)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。  ○　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）より抜粋  （再発防止処分）  第８条　公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第５条第１項各号のいずれかに該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、６月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第１項又は第４項の処分を受けている団体について、同条第２項若しくは第３項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第２項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であって、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。  各号　略  ２　前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。  (１)　いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。  (２)以降　略  ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋  (定義)  第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (１)　略  (２)　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。  (３)から(５)まで　略  (６)　暴力団員　暴力団の構成員をいう。  (７)及び(８)　略 |